

消費生活サポーターの方 のおかげで解決しました

光回線によるトラブルに遭われた方がとても沈んだ表情をしていることにサポーターの方が気づき、消費生活センターまで案内してくれたことで解決につながりました。

初めは「だまされた自分が悪い」と思っていたようですがサポーターの方に「相談できるところがある」と教えてもらい相談に来たそうです。

サポーターの方のおかげで、被害に遭ったままになってしまっている方を救うことができました。

もし、何かお気付きの点があればサポーターの方からの相談もお待ちしていますのでご連絡ください。



「借金の悩み無料相談会」 を開催します

借金の返済や、ヤミ金融の被害、生活の悩みや心配ごとに弁護士・社会福祉士が相談に応じます

日時：10月12日（土）

午後1時～午後4時

場所：旭市青年の家1F

消費生活センター内

※事前予約が必要となりますので消費生活センターまでお問い合わせください

TEL：0479-63-7272

「お金がない」では断れません！

断っても借金させてまで強引に契約を迫る手口に注意してください

「お金が支払えない」などと言って断っているのにも関わらず、強引にサラ金やクレジット会社と契約をさせて自社商品を購入させる手口に関するトラブルが多発しています。

- ① ウソをついて借金をするよう勧誘され投資に関するソフトを契約した。
- ② お金を借りるよう脅されCO2 排出権取引の契約をした。
- ③ 支払い困難と伝えたが個別クレジットの分割払いでエステ等複数の契約をさせられた。
- ④ 「借金してでも購入したほうがいい」と言われ、お金稼ぎに関する情報商材の契約をした。

【ポイント】

- ・「お金が支払えない」という断り方はやめ、「やりません」等、きっぱりと断りましょう。
- ・借金をする際、ウソをつくように言われたら詐欺です。絶対に耳を貸さないようにしましょう。
- ・借金をしてまで投資等のためにお金を支払うことはやめましょう。
- ・無理な契約にならないよう気をつけましょう。

心配なときは消費生活センターにご相談ください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019